

## 農地所有適格法人

## 農地法第3条許可申請 必要書類

### ■ 提出書類

書類	権利設定別 提出書類			提出
	使 用 貸 借	賃 貸 借	所 有 權	
□ 1 農地法第3条の規定による許可申請書 ※ 申請者が連名の場合は、申請者数に応じて部数が増えます。	○	○	○	3 部
□ 2 農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙1)	○	○	○	3 部
□ 3 土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ※ 該当する土地すべての全部事項証明書が必要です。	○	○	○	各 1 部
□ 4 農地の賃貸借等に関する契約書の写し ※ 契約書は2部作成し、印紙を貼って割印。コピーを農業委員会に提出し、原本は出し手と受け手でそれぞれ保管してください。 賃貸借の場合必要な印紙は200円/部になります。売買は金額によって必要な印紙の額が変わりますので、印紙税法や国税庁HP等をご参照ください。	○	○		1 部
□ 5 法人登記の全部証明書	○	○	○	1 部
□ 6 法人の定款	○	○	○	1 部
□ 7 組合員名簿又は株主名簿の写し	○	○	○	1 部
□ 8 事業計画書 新規設立の場合	○	○	○	1 部
□ 9 求積図(内地番で賃貸借、使用貸借する場合)	○	○		各 1 部
□ 10 測量図(申請に際して分筆を行っている場合)	○	○	○	各 1 部
□ 11 営農証明書 ※ 受け手が幕別町以外に住所を有する農業者・農地所有適格法人の場合。 本拠地のある市町村の農業委員会で営農証明を取得し、添付してください。	○	○	○	1 部
□ 12 委任状 ※ 共有名義の土地を扱う場合、出し手・受け手のどちらかが申請に立ち会わ 無い場合、行政書士等に依頼する場合等	○	○	○	1 部

※ この他、必要に応じて農業委員会より書類の提出をお願いする場合があります。  
農地所有適格法人は毎年、事業終期から3ヶ月以内に報告書の提出が必要です。